明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四〇）　一
〔告　示〕
○植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件（農林水産一二三六）　一〇
○オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同一二三七）
○植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同一二三八）　一三
○ベルギー王国産きゅうり及びトマトの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同一二三九）
○ブラジル産ケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同一二四〇）
○コロンビア産トミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同一二四一）
○ペルー産ケント種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同一二四二）
○輸入植物検疫規程の一部を改正する件（同一二四三）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○農林水産省令第四十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第五条の二第一項、第六条第二項及び第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の第一の一の㈠の項中「*Anastrepha fraterculus*（ミナミアメリカミバエ）」を「*Anastrepha fraterculus*（ミナミアメリカミバエ）」に、「*Bactericera cockerelli*」を「*Bactericera cockerelli Bactericera nigricornis*」に改め、「*Bactericera trigonica*」を削り、「*Trialeurodes ricini*」を「*Trialeurodes ricini Trioza apicalis*」に改め、同表の第一の一の㈡の項中「*Anguina funesta*」を「*Anguina funesta Aphelenchoides arachidis Ditylenchus africanus*」に、「*Meloidogyne chitwoodi*（コロンビアネコブセンチュウ）」を「*Meloidogyne chitwoodi*（コロンビアネコブセンチュウ）」に改め、同表の第二の一の㈠の項中「*Alternaria triticina*」を「*Alternaria dianthicola*」に、「*Deuterophoma tracheiphila*」を「*Deuterophoma tracheiphila*」に、「*Rosellinia pepo*」を「*Rosellinia pepo Seridium cardinale Septoria citri Sirococcus conigenus*」に改め、同表の第二の一の㈡の項中「*Candidatus* Liberibacter asiaticus（カンキツグリーニング病菌アジア型）」を「*Candidatus* Liberibacter asiaticus（カンキツグリーニング病菌アジア型）*Candidatus* Liberibacter solanacearum」に、「Potato stolbur phytoplasma」を「Potato stolbur phytoplasma *Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae* biovar 3」に改め、同表の第二の一の㈢の項中「*Narcissus degeneration virus*」及び「*Narcissus late season yellows virus*」を削る。

別表一の二の十の項及び十六の項から二十三の項までを削り、同表の十五の項の地域の欄中「ハンガリー」の下に「、フィンランド」を加え、同項を同表の二十四の項とし、同表の十四の項の地域の欄中「、オーストラリア」を削り、同項を同表の二十三の項とし、同表の十三の項の地域の欄中「アメリカ合衆国」の下に「、カナダ」を加え、同項を同表の二十二の項とし、同表の十二の項の地域の欄中「カナダ」の下に「、アルゼンチン」を加え、同項を同表の二十一の項とし、同表の十一の項の地域の欄中「トルコ」を「イラン、トルコ」に改め、「、グルジア」を削り、「コソボ」の下に「、ジョージア」を加え、同項の植物の欄中「いんげんまめ」の下に「、ささげ」を加え、同項を同表の十九の項とし、同表の八の項の植物の欄中「とさみずき」の下に「、ノトリトカルプス・デンシフロルス」を加え、同項を同表の十二の項とし、同項の次に次のように加える。

十三	アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ	*Apiosporina morbosa*
十四	アメリカ合衆国	*Ceratocystis fagacearum*（ナラ類しおれ病菌）

さくら属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの		
くり属植物及びこなら属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの		